

消 防 危 第 6 7 号
令和 5 年 3 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の
基準適合の徹底について

旧浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所については、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 405 号）により、令和 6 年 3 月 31 日までに耐震等に係る新たな基準に適合することとされているところです。

浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の基準適合については順次取り組んでいただいているところですが、適合期限まで一年あまりとなったことを踏まえ、留意事項について下記のとおりとりまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、引き続き適切な運用をお願いするとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知中においては、法令名及び用語について次のとおり略称を用いましたので御承知おき願います。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号） . . . 法

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号） . . . 政令

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号） . . . 規則

平成 24 年 4 月 1 日において、現に法第 11 条第 1 項の規定により設置許可を受けて設置されている政令第 11 条第 2 項に規定する屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が同条第 2 項第 1 号及び同条第 2 項第 2 号から第 4 号までに定める技術上の基準に適合しないもの

. . . 旧浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所

政令第 11 条第 2 項第 1 号及び同条第 2 項第 2 号から第 4 号に定める技術上の基準 . . . 新基準

記

第1 経過措置期限までの対応

1 所有者等への周知等

旧浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の所有者等に対し、立入検査等の機会を通じて、新基準への適合期限が令和6年3月31日までであることを改めて可能な限り早期に周知するとともに、新基準適合化に向けた工事計画（政令第11条第2項第1号に定める基準にあつては、平成23年12月21日政令第405号附則第10条各号に定める要件を満足させるための計画も含む。以下同じ。）の把握に努めること。

2 事務手続きの効率化

法第11条第1項後段の変更の許可について、事前相談を十分に行う等、経過措置期限を踏まえて事務手続きの効率化に努めること。

第2 経過措置期限後の対応

令和6年3月31日を過ぎても新基準に適合していないもの（休止の旨の確認を市町村長等から受けたもの及び新基準に適合させるために危険物を貯蔵せずに改修工事を行っているものを除く。）については、当該貯蔵所に対して速やかに立入検査を行い、違反処理基準に基づき措置を講ずること。

(問合せ先)

消防庁危険物保安室

担当：合庭補佐、石井係長、嶋田事務官

TEL 03-5253-7524